

令和8年度滋賀県文化活動実態調査業務委託仕様書

1 業務事業名

令和8年度滋賀県文化活動実態調査業務委託

2 業務目的

本県では、「滋賀県における中学校部活動改革および地域クラブ活動の推進計画」を令和8年3月に策定し、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目指している。

本事業では、中学校文化部活動の地域展開を見据えた地域の受け皿となる文化芸術活動団体の実態および中学校部活動との連携に係る意向を把握し、今後の施策立案につなげる。

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）12月25日（金）まで

4 業務内容

県内の文化芸術活動団体の情報を収集し、その実態および中学校部活動との連携について把握するため、WEBアンケート調査を行う。

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 調査の実施設計および準備

設問項目は委託者と協議の上決定する。

(2) 活動団体の情報収集

県内の文化芸術活動団体について、インターネット、実地調査、受託者保有情報等により、団体の情報を収集し、一覧を作成する。

(3) 調査票の作成

調査内容は委託者で作成し、それに基づきWEBアンケート調査票を受託者にて作成する。

(4) 調査の実施

(2)の団体に対して、インターネット等によるWEBアンケート調査を実施する。

(5) 調査結果の集計、分析および考察

ア 集計については、比例数%（小数点以下第2位を四捨五入した小数点第1位）と実数を作成し、分析作業までに単純集計の各データをエクセル形式にて納品することとする。

イ 集計は、(4)の回答に加えて、県から直接実施する市町関係団体からの回答も含めて集計を行うこと。

ウ 全項目を「基本分類」で集計することとする。

エ 質問相互のクロス集計は調査項目決定後委託者と協議の上決定する。

オ 分析については、基本集計による分析と、クロス集計による分析を行い、内容については協議の上決定する。

(6) 報告書の作成等

- ア 調査結果報告書（データ）を作成する。
- イ 内容の詳細は委託者と協議の上決定する。
- ウ 報告書作成までに委託者が調査項目のデータの提出を求めた場合は、それに応じるものとする。
- エ 報告書等の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

5 WEBアンケート調査基本設計

(1) 調査項目

団体概要および中学校部活動との連携状況・連携意向

(2) 設問数

10 問程度

(3) 調査対象

ア 調査先

文化施設、コミュニティセンター、公民館、大学、文化団体、民間文化芸術教室、サークル、芸術家、演奏家、その他県内文化芸術活動団体等

イ 調査分野

中学校文化部活動の範囲（吹奏楽部を除く）と想定される以下の分野

美術、科学、家庭、コンピュータ、文芸、創作、書道、ボランティア、総合文化、合唱、英会話、日本文化、太鼓、放送、人権研究会、文化情報、技術

(4) 調査方法

インターネット等によるWEBアンケート調査

(5) 調査票

調査内容は委託者で作成し、それに基づきアンケート調査票を受託者で作成する。

(6) 調査時期

令和8年7月から令和8年9月（予定）

(7) 調査報告書の作成：報告書はデータで作成する。

6 調査日程（予定）

設計・準備	7月
情報収集・調査	7月～9月
集計・速報値	10月
分析・調査報告書作成	10月～11月
報告書（初版）納品	11月
報告書（最終版）納品	12月

※上記の項目について、協議の上変更することも可能とする。

7 成果品

本事業の成果品として4(2)で収集した文化芸術活動団体の情報一覧および4(6)の調査報告書をデータにて提出すること。データの形式は委託者と協議の上決定することとする。

また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

8 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、(1)により承認を受けた再委託先の行為について、すべての責任を負う。

9 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は委託者との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、委託者の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務が、会計検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (8) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、委託者が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。